

うるま市立彩橋小中学校『いじめ防止』基本方針

うるま市立彩橋小中学校

1 目的

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、本校の通学する児童生徒に対するいじめ防止に関わる基本理念及び責務を明らかにし、本校に通学する児童生徒が安心して生活し、学ぶことのできる環境を構築することを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
※いじめ防止対策推進法(平成25年施行)第2条いじめの定義の変更に伴い、文科省の調査でもいじめの定義が変更。

3. 基本的な考え方

(1) 基本理念

彩橋小中学校は、児童生徒が安心かつ安全に生活及び学習することができる環境づくりのために、教職員一人一人が職責を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの未然防止に学校組織として取り組む。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、意欲的に教育活動に取り組むことができるよう校内・校外を問わず、いじめが行われないことを趣旨として、いじめの防止対策に全力を傾ける。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観・無視・放置・隠蔽することがないように、指導を徹底する。

そのため、いじめの防止対策を通して、「いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒の一人一人が十分に理解できるように、全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、いじめの問題を根絶することをめざす。

(2) 実践の方向性

学校の教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」ことを継続指導し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築く能力の素地を養う取組を推進する。

4 いじめ防止に対する本校の基本方針

方針①「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」学校・学年・学級の雰囲気作りに努める

方針②校長・学級担任・関係主任（生徒指導主任、教育相談担当、人権教育主任、道徳教育推進教師）、全教職員、全児童、保護者の役割を自覚し、いじめの根絶に全力を傾ける

方針③児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

方針④道徳の時間を要とした教育活動を展開し、人権及び生命尊重の精神を育てる

方針⑤いじめ未然防止やいじめの早期発見・早期対応のために、適切な手段を講じる

方針⑥いじめの未然防止、早期解決のために、学校内だけでなく、保護者・関係機関と協力して解決にあたる

方針⑦学校と保護者が協力して事後指導にあたる

方針⑧「報告・連絡・相談・確認」を確実に行う

5 いじめ防止に取り組むための組織と流れ

生徒指導・教育相談部会

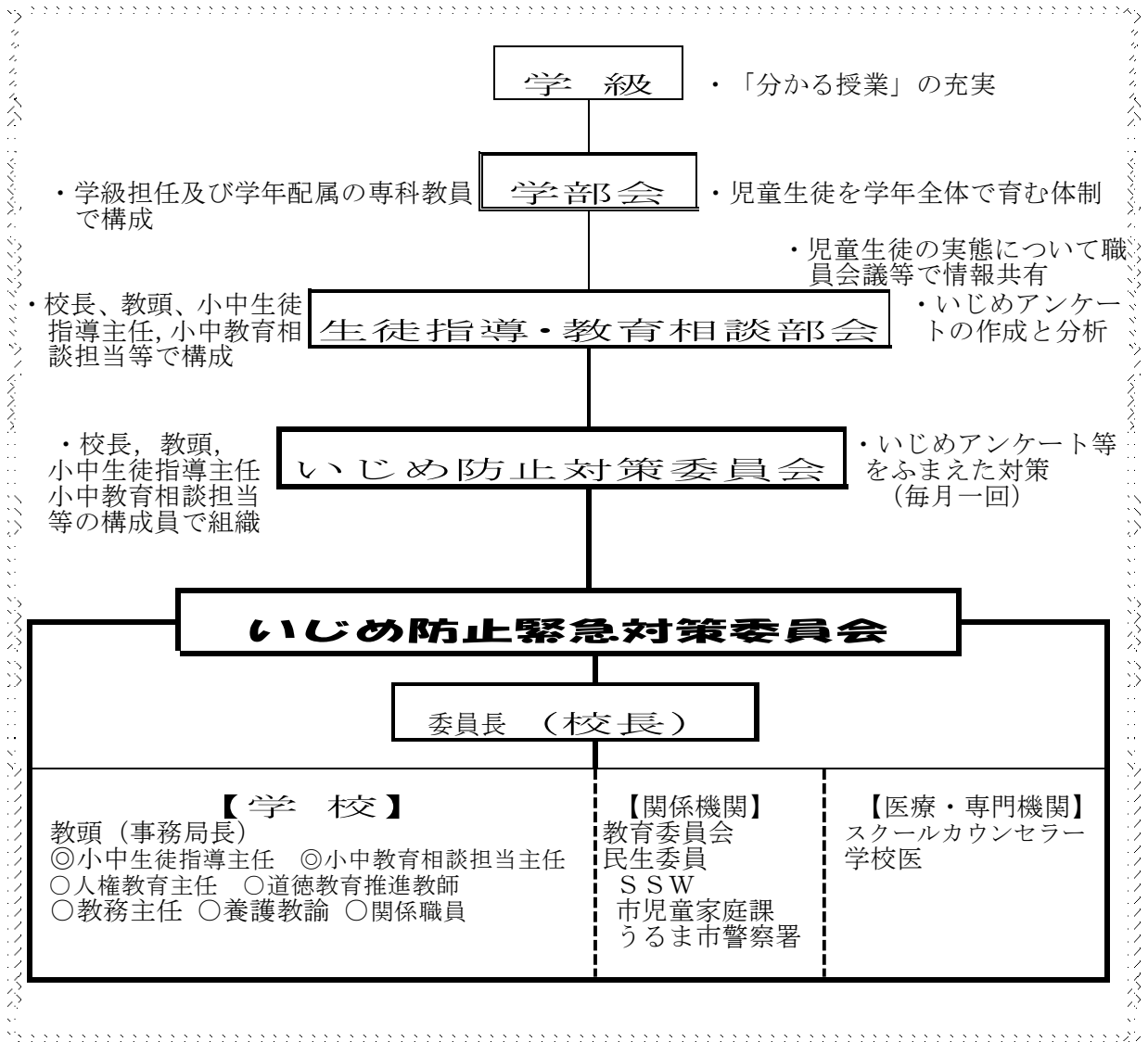
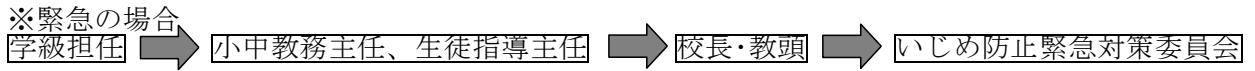
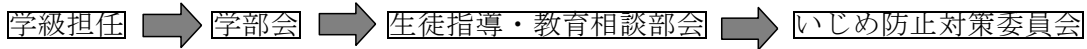
開催日：毎週1回開催
 構成員：校長、教頭、小中生徒指導主任、小中教育相談担当、養護教諭、関係職員

いじめ防止対策委員会

開催日：生徒指導・教育相談部会と同日開催
 構成員：校長、教頭、小中生徒指導主任、小中教育相談担当、養護教諭、関係職員

いじめ防止緊急対策委員会

開催日：緊急を要する事案が発生した場合に開催
 構成員：上記「いじめ防止対策委員会」に係る職員
 うるま市教育委員会、民生委員、SSW、
 うるま警察署、児童家庭課、関係機関



6. いじめ防止に向けた役割と具体的取組 ① ② ③

① 「いじめの未然防止」について

1 教職員

(1) 校長

- ① 学校教育目標「**気づき、考え、行動できる心豊かな児童生徒の育成**」の意味(具体的目標)について、職員朝会等として、全教職員に周知し、それを踏まえて学級経営・教科経営に下ろすよう指示する。

「気づき、考え、行動できる心豊かな児童生徒の育成」の具体的目標

- 自ら学ぶ児童生徒・・・・・・・・・・・・・・ (知)
- 心豊かで思いやりのある児童生徒・・・・・・・・ (徳)
- たくましくねばり強い児童生徒・・・・・・・・ (体)

- ② 校長講話や行事のあいさつ等で、日常的にいじめの問題について触れ、「**いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない**」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、心に響く体験活動などを推進し、計画的に取り組む。
- ④ 宿泊学習や職場見学、校外学習、体験的活動等、児童生徒が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に推進する。
- ⑤ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(いじめ撲滅宣言)

(2) 全教職員

- ① 「いじめ防止対策推進法8条」(学校及び学校の教職員の責務)を踏まえ、教職員全体一丸となっていじめ防止への使命感と責務を持つ。

いじめ防止対策推進法8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ② 日常的ないじめの問題について触れ、学校全体、学級全体に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を持たせる。
- ③ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ④ 人権教育の充実
- ・ 毎月1回の人権の日を充実させる。(確実に実施する)
- ⑤ 1学期に人権標語を募集し、最優秀賞は立て看板にして校内外に設置する。その他、入賞者については紙媒体で作成し、校舎内に掲示して児童生徒や保護者がいつでも目にするようにする。
- ・ 人権標語の募集や立て看板の設置等についてはPTA生活委員会と連携して行う。

(3) 学級担任・教科担任

- ① 一人一人を大切に「分かる授業」の充実に努める。

(理由) 児童生徒が学校で過ごす時間の中で一番長いのは、授業時間である。教師は、授業が児童生徒の苦痛になっていないか、ストレスを高めていないか、授業中に児童生徒の不安や不満が高められていないかを常に意識し、「分かる授業」の充実に努めることが重要である。

テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全ての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で「分かった」という喜びを味わえる授業を実践することにより、学力向上はもちろん、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

- ②学年・学級経営の充実 *キーワードは「集団づくり」と「授業づくり」
 - ・学年集会や学年行事を通して、学年の一員としての所属感を味わわせる。
 - ・毎時の授業を充実させる。
 - ・授業や行事の中で活躍できる場面を設定する。
- ③道徳の時間や人権の日を要に、学校の教育活動全体を通して自他の大切さを理解させる。
 - ・心に響く道徳教育の充実（人権教育、情報モラル）
 - ・週1時間の道徳の授業を充実させ、効果的に活用する。
 - ・朝の清掃活動や親子PTA作業等、奉仕的体験活動への積極的取組
 - ・道徳の時間や人権の日を要に、学校の教育活動全体を通して自他の大切さについて理解させ「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」という認識を児童生徒がもつように指導する。
 - また、見ぬふりをする事や知らん顔をする事も「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。
- ④個々の価値観等の理解（道徳、特別活動）

(4) 養護教諭

- ①学校保健委員会や保健だより等で「命の大切さ」や「心の健康」について取り上げる。
- ②研修資料を活用し、不登校の原因、いじめとの関連について職員に情報提供する。
- ③生命を脅かす危険な行為、遊び(プロレスごっこなど)について、保健朝会等で児童生徒に理解させる。
 - ・生徒指導・教育相談・人権教育主任との調整の下、いじめ防止対策委員会を補佐する。

(5) 関係主任（生徒指導・教育相談・人権教育主任）

- ①いじめの問題について職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ②関係研修会等での資料や実践例の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ③教育相談週間の持ち方、情報の共有の仕方について話し合う。

(6) 研究主任

- ①夏季休業中及び冬期休業中に、いじめの問題・道徳教育研修会・情報モラル研修会・教育相談研修会・生徒指導研修会等にかかる校内研修計画を立て、全教職員のスキルアップを図る。

(7) 道徳教育推進教師・平和教育主任

- ①道徳教育研修会等での資料や実践例、活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ②「戦争は人間として絶対に許されない」＝「いじめは人間として絶対に許されない」として、生命を脅かす「いじめ」が学校生活における児童生徒一人一人の平和を奪う行為であることを、平和集会等で取り上げる。

2 児童生徒

- ①「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」ことを理解する。
- ②はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解する。
- ③自他の物を区別し、大切に扱う心を持つ。
- ④携帯電話やインターネットのマナーを理解する。
- ⑤善悪の判断が分かる
- ⑥地域行事や体験活動に積極的に参加する。

3 保護者(地域)

- ①「いじめ対策防止推進法9条」（保護者の責務）の理解

いじめ対策防止推進法9条
 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

- ②自他の物を区別し、大切に扱う心の育成に努める。
 - ・わが子に対し、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをし、守らせる。
 - ・日常生活の様々な機会を通し、善悪の判断の育成に努める。
 - ・地域行事や体験活動への参加を促す。
- ③わが子に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発
 （保護者総会や学級懇談会における保護者同士の情報交換会、教育講演会の実施）
- ④わが子のがんばりをしっかり認めて褒めること、悪いことをしたときは、はっきりと叱る
 プレない子育てを心がける。
- ⑤父親の子育てへの積極的参加を啓発

2 「いじめの早期発見」について

1 教職員

(1) 校長

- ① 日頃から、気軽に話せるようコミュニケーションづくりに努め、児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制の整備する。
- ② 学校における教育相談が、彩橋っ子の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期点検する。
 - ・点検方法 (ア 授業参観 イ 学校評価)

(2) 全教職員

- ① 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、児童生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- ② 日頃から、児童生徒一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情、行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、生徒指導情報交換の場で、全教職員に気になる表情、行動等を説明し、情報の共有化に努める。
- ③ 集団から離れて一人での児童生徒への声かけに努める。
- ④ 個別面談や毎月1回のアンケート調査による情報収集
 - ・対象：全児童生徒

- ⑤ 児童生徒の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追究

(3) 学級担任・教科担任

- ① 日頃から、児童生徒を継続観察し、信頼関係を築けるよう児童生徒理解に努める。児童生徒が示す、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 休み時間・放課後の児童生徒とのスキンシップや雑談の中などで、交友関係や悩みを把握できるようにし、共感的な態度で悩みを聞く。
- ③ 学期1回の**教育相談週間**及び家庭訪問の機会を活用して、教育相談を行う。
- ④ 悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる関係をつくる。

(4) 養護教諭

- ① 保健室を利用する子、委員会活動を共にする子との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、機会を捉え、悩みを聞く。

(5) 関係主任（生徒指導・教育相談・人権教育主任・情報教育担当主任）

- ① 毎月1回の**アンケート調査**及び分析・活用に努める。
- ② 教育相談の実施等、全校体制で計画的に実践できるように努める。
- ③ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について全教職員及び児童生徒に周知する。
- ④ 教育相談週間の実施
 - ・年2回（6月・12月）の教育相談週間を設定し、児童生徒の不安や悩みを解消する。
 - ・小さな変化も見逃さず、児童生徒の実態に応じて、その都度相談の時間を設ける。

2 児童生徒

- ① 悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を持つ。
- ② 悩みや気になることがあったら、アンケートに書ける態度を持つ。
- ③ 先生方や親にも言えない悩みがあったら、スクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口を利用できることを理解する。

3 保護者(地域)

(1) 保護者

- ・わが子の悩みや相談にしっかりと耳を傾け、気になることについては、速やかに学校に連絡する。
- ・日常的・積極的な子どもとの会話に努める。
- ・日常的に、服装の汚れや乱れ、けがのチェックに努め、気になることがあれば、学級担任に連絡する。
- ・わが子の持ち物の紛失や増加に注意する。

(2) 地域

- ・地域での子どもの様子に変容が見られたら、速やかに学校に知らせるようにする。

③ 「いじめの早期対応」について

1 情報を集める

(1) 全教職員

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。
- ② 児童生徒や保護者から、「いじめではないか」との相談やうったえがあった場合には、メモを執りながら真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握に努める。その際、他の児童の目に触れないよう聞き取り場所、時間等に配慮を要する。
- ④ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑤ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、外部機関やその他からいじめの情報を収集する。

ア 聞き取りは、生徒指導主任を中心に全教職員で分担する。
イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。(生徒指導部)
ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

2 指導・支援体制を組む

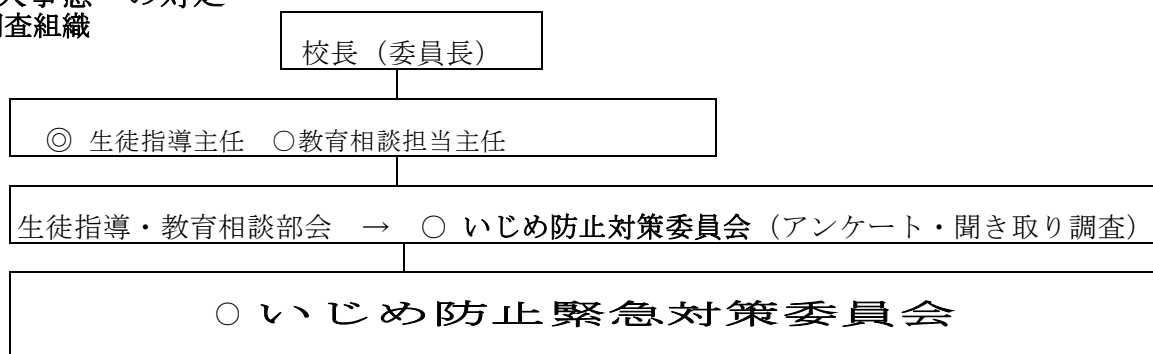
(1) 全教職員

- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む

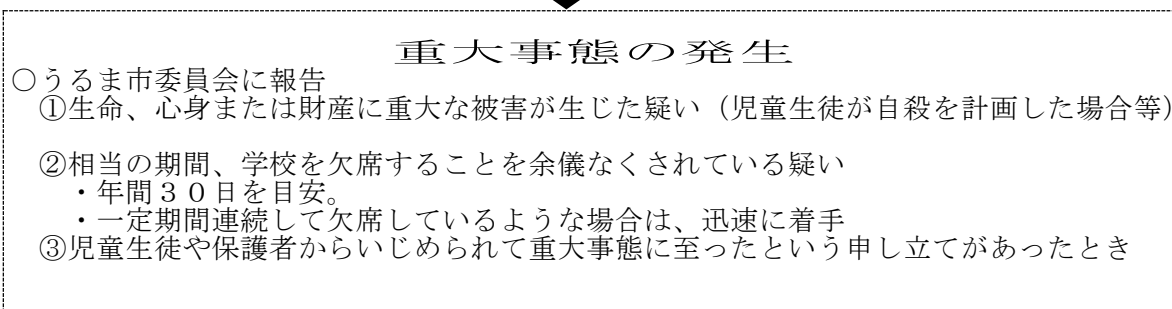
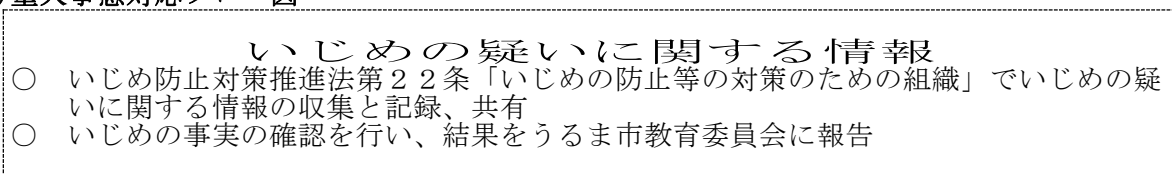
ア いじめられた児童生徒やいじめた児童生徒への対応(学級担任、生徒指導)
イ その保護者への対応(校長、学級担任)
ウ 教育委員会や関係機関等への連絡の必要性の有無(校長、教務主任)

7. 重大事態への対処

(1) 調査組織



(2) 重大事態対応フロー図



【学校が調査主体の場合】

学校の設置者であるうるま市教育委員会の指導助言のもと、以下の対応に努める。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置



●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



●調査結果を学校の設置者であるうるま市教育委員会に報告



●調査結果を踏まえた必要な措置

(3) 懲戒権の行使

①教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

(4) 直接、いじめを行っていない児童への対応

①傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童生徒の苦しみの理解
②言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導

(5) 保護者への連絡と支援・助言

①いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
②事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。
③いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導
④どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(6) 保護者の対応

①いじめられた側の保護者

・子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり耳を傾けることで事実や心情の把握に努める
・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

②いじめた側の保護者

・いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
・事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けること
・被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

(7) 教育委員会・関係機関との連携

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。
これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、うるま警察署（少年課）と連携する。

(8) 学校評価の実施

①いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。
いじめ防止に関する具体的な取組等について評価し、その結果と対応策について公表する。
②教職員自己評価＜7月・12月＞
③児童生徒アンケート＜7月・12月＞
④保護者アンケート＜7月・12月＞

⑤学校評価の公表<1月>

8 年間計画の作成及び評価 (PDCA サイクル)

【毎月の実施】

- ① 月1回のいじめアンケートの実施
- ② 月1回「人権の日」の資料による人権意識の高揚

月	活動内容
4月	・『いじめ防止』基本方針、年間計画の確認 ・校内研修「児童生徒理解」
5月	・学級づくり、人間関係づくり ・「いじめ点検アンケート」の開始
6月	・教育相談週間
7月	・学校評価アンケートの実施
8月	・アセスのふりかえり・活用
9月	・学級づくり、人間関係づくり ・教育相談週間
12月	・学校評価アンケートの実施
1月	・学級づくり、人間関係づくり
3月	・いじめ防止対策部会(今年度のまとめと次年度への課題検討)

9 PTA 及び関係機関等との連携について

- ・別頁「いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的取組」参照